

うのはならないわけです。そこのところはね、いろいろあるんでしょうけども、やっぱり考えていただいて、せめて公共下水道の使用料であるとかね、それから、もう一つ考えてほしいのは、公民館としてこれからも持続可能な料金設定、ここをぜひ、市長は検討するというのでしたから、含めて検討していただきたいということを私は考えてるわけですが、その点についてだけ触れていただきたいと思います。

○大沼 久議長 目黒栄樹市長。

○目黒栄樹市長 最初の土地改良の話、これ、やっぱりまだこれからですから、その時期もありますね。それから、2番目には、水路の移設をして、後そのままにするというんなら、土地改良さんと一緒にやった方がいいというふうになるのかもしれませんが、あそこをどうするのかと、ご指摘のサッカーも大変結構な話だと思います。きょうは勝ってほしいわけですが、長井も中学校は、去年はもう中学校同士でやりましたね。高校も東北大会に行く、青森山田に。だから、時代によって、野球場にしてほしいのか、あるいは公認運動場にしてほしいとかね、やっぱり市には要望は来ますが、その多さ度合いもかなり違って来るんですよ。そのあれをどういうものにするかによって違って来るんですよ、この辺のところは。ですから、それは一つの要素として、土地改良が決められて、ただ、土地改良に、何ていうんですか、うまくいかないような、そごを来さないような配慮はしていかなくちゃいけないと思いますし、ですが、土地改良と一緒にやるかどうかということは、今、明言はできません。その要素を考えながら、総合的にやっぱり考えていかなくちゃいけないものではないかと思います。

自噴の話ね、それは水道事業所なんかこれから検討してみるということなんでしょうが、高橋議員、前にダムのとときの、いざというときに水道用水を確保するというようなときにも、

それはちょっと金のことをよく考えろよと、こう言われたと思いますよね。だから、これは水質もありますし、そういうのをやっぱり見てみなけりゃいけないことは確かですよ。

それから、なお、お買いになられた企業さんが、すぐ近くであれば、将来どうしようかというのを多少でも考えていらっしゃるかもしれないから、それはそちらの方のご意向が一番、ご意向というより、そちらの方が、企業の皆さんのものですからね、これもやっぱり十分に総合的に話し合いをしながら検討しなきゃならないというふうな問題で、明快に「わかりました」こういうふうにはちょっといかないような気がします。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 昨年度は検討委員会は開いていません。公共施設のハード面の整備というのはそのほかにもいろいろあるわけですので、やっぱり実現可能な年度ごとの具体的な整備計画は必要だなというふうに思っています。

東側グラウンドについては、まず水路の移設、これを早急にしていかなくちゃならないんじゃないかなというふうに思います。まず、先ほども申し上げましたけども、庁内での合意形成をやっていきたいというふうに思っています。

○大沼 久議長 浅野敏明建設課長。

○浅野敏明建設課長 お答えいたします。

先ほど検討させていただくようなお話を申し上げたんですが、ほかの農業集落排水なり下水道なり、公民館で現在使用しているそういった使用料も調査しまして、それを含めて検討していきたいというふうに思ってますので、よろしくお願ひしたいと思います。

藤原民夫議員の質問

○大沼 久議長 次に、順位2番、議席番号16番、藤原民夫議員。

(16番藤原民夫議員登壇)

○16番 藤原民夫議員 私は、通告しております教育基本法改定問題について、教育長に質問をいたしますので、明快なご答弁をお願いいたします。

私は、この問題は、子供たちの未来、日本の進路にかかわる、まさに国民的な大問題だと考えております。そこで、政府・与党が国会に提出し、押し通そうとしている教育基本法の改定案は、どういう問題点を持っているのか、考えてみたいと思うのであります。

初めに、最近の新聞紙上に出ておりました、教育評論家で和光学園校長の丸木正臣さんの文章を紹介いたします。教育長の感想をお願いいたします。

丸木校長先生は、大正13年生まれで、現在82歳の方であります。

戦前、私たちは、忠義を重んじ、天皇、国家への忠誠心をたたき込まれました。学徒動員の第1期生だった私は、幸いにして敗戦で命拾いをした組でした。母の勧めもあって、昭和21年に熊本師範学校附属国民学校に勤め、その年の11月に日本国憲法が、22年3月には教育基本法が公布されました。

公布を前に、どこの職場でも、校長が基本法の内容や精神を講義することになって、私が勤めた国民学校でも、教育基本法の学習会が開かれました。そのときの校長は下条靖という東北なまりの先生でした。校長はこう言いました。

私は今、心から反省しています。師範学校教員としての数年は、生徒を戦場に駆り立てる仕事ばかりしていました。昭和18年、戦局が厳しくなる中で、君らと同年齢の青年たちは、今、太平洋上の島々で命を賭して戦っている。今、若者はみんな銃を持って戦地に行くべきだと説きました。生徒たちは次から次へ、学徒兵とし

て校門を出ていきました。きょう、この席にいる丸木君のクラスからも3人、4人と戦死者が出ました。丸木君は運よく生還したからよかったが、死んでいった連中に何とおわびしたらいいか、ざんきの至りです。

下条校長は、絶句して、しばらく泣いていました。

私はもちろん、下を向いて涙をかみしめている教師たちも、多くが戦争中の悔恨をかみしめ、自身の生まれ変わりを誓いました。

今、心が痛むのは、日本の教育と子供をめぐる危機的な状況です。学校嫌いが増加し、不登校、引きこもり、校内暴力も後を絶ちません。傷害から殺人まで、想像もできないような事件が頻発しています。教育基本法を改正すれば、このような状況が改善されるどころか、子供と教育の現場に問題をさらに広げることになるのは目に見えております。今、必要なのは、子供の苦しさややりきれなさに耳を傾け、子供たちの置かれている状況の本質をきちんと突きとめることではないでしょうか。

このように教育評論家の丸木先生は書いております。教育長の感想を初めにお聞きをいたします。

教育基本法は、すべての教育関係の法律の大もとにある文字どおりの基本法であります。教育の憲法と呼ばれ、憲法に準じる重みを持った法律であります。

今回の改定案は、一部手直しではなくて、現行の基本法の前文と11条から成る法律そのものの教育基本法の全部を改定するものであります。

この法改定を推進する自民党の元文科大臣は、国会の特別委員会の質疑の中で、改定の理由について、いじめ、校内暴力、不登校、学級崩壊、学力低下の問題などをあげつらって、現行の教育基本法はもはや時代に適合しなくなったと述べております。

しかし、ここに上げられた問題の原因を教育

+

基本法に求めることは、全く筋違いであります。

5月19日付の山形新聞社説では、教育の荒廃の原因を基本法と結びつけることについて、次のように述べております。「情報化や少子高齢化が進み、家族や地域の変容など教育を取り巻く状況が変化し、いじめ、校内暴力、若者の意欲の低下などの課題が生じているが、そうした問題を基本法のせいにするのは無理がある」とこのように述べております。私もそのとおりだと思います。教育と子供をめぐるさまざまな危機の根源は、教育基本法にあるのではなくて、教育基本法の民主的な理念を踏みにじってきた政治にこそあるのではないかと、このように思うのであります。

そこで、私は、通告している2点について、教育長にお尋ねをいたします。

第1は、改定案では、教育の目標を新たにたつて、そこに「国を愛する態度」など20に及ぶ徳目を上げて、その目標の達成を国民全体に義務づけているということであります。特に学校と教職員、子供たちに対しては、学校においては教育の目標が達成されるよう、体系的な教育が組織的に行われなければならないというふうに義務づけが具体的に明記されております。

問題は、あれこれの徳目を法律に目標として書き込んで、達成が義務づけられれば、時の政府の意思によって、特定の価値観を子供たちに事実上強制することになります。これは、憲法第19条が保障した思想・良心・内心の自由を侵害するものではないか。これが第1点目の質問項目であります。

この点について、国会での質疑をテレビで見ていると、小泉首相は答弁で、「一つの価値観を強制するために教育基本法を改正する意思は全くありません」とか、「児童生徒の内心にまで立ち入って強制するものではありません」ということを繰り返しておりました。もとより内心の自由は、憲法に保障された絶対的な自由

であって、政府がこれを正面から否定することはあり得ないことでもあります。

衆議院の特別委員会の席上、日本共産党の志位委員長が、平成14年度に福岡市の小学校6年生で使われた通知表についてただしておりました。この通知表では、社会科の評価の筆頭に、「我が国の歴史や伝統を大切にし国を愛する心情をもつとともに、平和を願う世界の中の日本人としての自覚をもとうとする」という評価項目があるというのであります。すなわち、愛国心が評価の対象とされて、3段階で成績がつけられているというのであります。そして最後に、「A十分に満足できる」、「Bおおむね満足できる」、「C努力を要する」というふうにあるというのであります。

この通知表について民放テレビでも放映され、その中で多くの教師が、「評価しようがない」、「無理に評価しようとするれば裏表のある人間をつくってしまう」など、悩みを語っておりました。また、保護者の中からは、「あなたの愛国心はA級ですよ、B級ですよとランクされ、A級日本人になるように家で教育しなさいと言われていたようだ」というふうに強い批判が寄せられたということでもあります。

国会の場で、この通知表を手にとって見せられた小泉首相は、評価項目を自分で読み上げた上で、「率直に言って評価するのは難しい」、また、「あえてこういう項目を持たなくともいいのではないか」というふうに答弁したのであります。

これは重大な答弁であります。というのは、福岡市の教育委員会や学校がこれを勝手にやったことではなくて、これは平成14年度以降の学習指導要領で、小学校6年生の社会科の目標として、「国を愛する心情を育てるようにする」などが明記されたことが事の根本にあるのであります。つまり政府の号令で行ったことでもあります。号令をかけた首相が評価は難しいと言っ

た以上、学習指導要領で愛国心を持つことを目標とすることも改めるべきではないか、そう私は考えるものであります。

この「愛国心」通知表が全国で使われていると聞きますが、長井市の場合、どのように運営されているのか、教育長にお尋ねをいたすものであります。

「愛国心」通知表が広く横行して、それが基本法に明記されれば、全国の学校で子供たちの愛国心がABCで評価されることになりかねません。評価されれば、成績という圧力で、特定の愛国心が子供たちの心に強制されることになるのであります。これでは特定の価値観が子供たちに強制され、憲法第19条が保障する思想・良心・内心の自由に反することになるのではないかと、そのように考えるのであります。教育長はどのようにお考えか、また、教育委員会では、このことについてどのような討議が行われておるのか、お尋ねをいたすものであります。

第2の質問は、教育基本法第10条についてであります。

第10条は、「教育は、不当な支配に服することなく、国民全体に対し直接に責任を負って行われるべきものである」というふうにあります。ここでいう不当な支配とは、主として国家権力を指していると思うのであります。教育勅語を中心とした戦前の教育が、国家権力の完全な支配・統制のもとに置かれ、それがやがて軍国主義一色に染め上げられていった、そういう歴史の反省に立って、教育に対する国家権力による不当な支配は許されないということを明記したものであります。

かつて多くの教師が、戦争に行けと教え子たちに説いたのであります。質問の冒頭に紹介した丸木先生言葉にもあったとおりです。戦後、痛恨の思いでわびた教師がたくさんおられたことを知っております。天皇が言ったのだからとか、国が言ったのだからでは、教師としての責

任を回避できない。教育とは、人間と人間とのやり直しのきかない営みであるということをお教えられるのであります。教育基本法第10条とは、幾多の人々の犠牲の上に刻まれた条文であることを忘れてはならないと強く思うのであります。

こうして教育基本法第10条は、教育内容に対する国家的な介入を抑制し、教育の自主性、自律性、自由を保障する最大のよりどころであり、教育基本法全体の命とも言える重要な条文であると考えております。

この第10条を改定して、教育への国家的介入の歯どめをなくした上で、国は、どういう教育を強制しようとしているのでありましようか。それは、国を愛する態度などの徳目の押しつけだけではなくて、子供たちを競争に追い立て、勝ち組、負け組に振り分け、これが一層ひどい形で進められようとしているのであります。

では、具体的にどういう形で展開を図ろうとしているのか。

中教審が作成した教育振興基本計画の参考例という中には、その筆頭に、全国一斉学カテストを実施すると書いてあるということでありま

な。なぜ子供たちを競争に追い立てるのか。学力向上のためを看板に掲げております。しかし、子供たちを競争に追い立てるのは、子供たちみんなに学力をつけるためではないのであります。子供たちに競争によって序列をつけ、いわゆるできる子とできない子というふうに分けをする。ここに子供たちを競争に追い立てる真の目的があるのではないかと、思うのであります。

また、教育振興基本計画の参考例では、全国一斉学カテストの次に並んでいるのが、習熟度別指導、いわゆるできる子、できない子に振り分けて、教科書も二重基準でつくるというもの

+

だそうであります。まさにふり分け教育であります。

教育基本法を全面的につくり変えるねらいは一体どこにあるのか。それは、一人一人の子供たちの人格の完成を目指すという教育から、国策に従う人間をつくる教育へと、教育の根本目的を180度転換させることにあるのではないか、このように私は考えるものであります。

そして第2のねらいは、弱肉強食の経済社会を支え、従う人間をつくるというねらいがあると考えられるものであります。今、自民党政治は、構造改革の名で弱肉強食の経済政策を進め、格差社会と貧困の新しい広がりがある深刻な社会問題となっております。この格差社会を支え、格差社会に従う人間をつくり上げる。ここに教育基本法改定のもう一つのねらいがあるのではないかとこのように考えるのであります。

以上、教育基本法改定の問題点について申し述べましたが、これに対する教育長のご答弁をお願いいたしまして、壇上からの質問とさせていただきます。ご清聴ありがとうございました。

(拍手)

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 何か大変難しい質問で、正直困っていますけども。まず最初の感想ですが、「教え子を再び戦場に送るな」というのは戦後の日教組のスローガンかと思えます。これは私も全く同感ですし、今置かれている課題が、教育基本法を改正すればすべて解決するものではないというふうにも考えているところです。

通告のあった3点について、私なりの考え方をお話をしたいというふうに思います。

まず一つは、愛国心とか徳目を法律で強制しようとしていることは、憲法第19条の思想及び良心の自由を侵害するのではないかとこのことですが、法解釈については、もちろん憲法下での改正案でしょうから、専門家の方がいろいろ判断するものでしょうから、私の立場でどうこう

言うことではないというふうに思っています。

愛国心に関しては、さっき藤原議員の方からもありましたが、現在も小学校学習指導要領の社会科編の6年生の目標の中に、「国家社会の発展に大きな働きをした先人の業績やすぐれた文化遺産について、興味、関心と理解を深めるようにするとともに、我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を育てるようにする」とか、「日常生活における政治の動きと我が国の政治の考え方、及び我が国と関係の深い国の生活や国際社会における我が国の役割を理解できるようにし、平和を願う日本人として世界の国々の人々とともに生きていくことが大切であることを自覚できるようにする」という目標がありますし、また、道徳の方にも、「郷土の文化と伝統を大切にし、郷土を愛する心を持つとか、我が国の文化と伝統に親しみ、国を愛する心を持つとともに、外国の人々や文化に関心を持つ」という目標があります。

中学校の指導要領の社会科の目標の中には「我が国の国土と歴史に対する理解と愛情を深める」という文言があり、公民の目標の一つに「自国を愛し」という言葉が使われています。中学校の道徳の目標には、「日本人としての自覚を持って国を愛し、国家の発展に努めるとともに、すぐれた伝統の継承と新しい文化創造に貢献する」とありますが、「偏狭で排他的な自国賛美でなく」という解釈がついています。

要するに国を愛するという心は、私なりに考えてみますと、身近なことから言えば、家庭愛、郷土愛であり、その延長線上にあるととらえていますし、世界の中の日本として共存をとうとび、平和を願う心ととらえているところです。

郷土愛については、学校によっては、教育目標にも取り上げて取り組んでいる学校もあります。郷土の歴史、文化、風俗、習慣を学び、人情等に触れることによって、郷土を誇りに思う心、愛する心が芽生え、よりよい郷土をつくろ

うとする意識が高まるのでないかというふうに考えています。

長井では、現在、「長井の心」の育成に努めているところですが、国を愛する心というのは、「長井の心」そのものでないかなというふうに考えているところです。

ただ、教育基本法は、さっきもありましたように、教育の憲法と言われる根本法ですから、心の問題とか徳目まで、どのけたまで条文化するか、明文化するかは、他の関連法にも影響することですので、世論にあるように、慎重に、丁寧に審議していただきたいというふうに考えています。

2番目の通知表のことについてお答えをします。

通知表には法的な根拠はありません。学校生活のお知らせとして、校長の裁量で、学校独自に形式を定めて作成しているのが現状です。ただ、学校には校長が作成する学籍簿と言われる指導要録があります。その中に、指導に関する記録という各教科の評定を記載するところがありますが、その観点に準じて通知表を決めているのが一般的かと思います。

山形県内の学校は、県教育委員会で出した「指導要録取り扱いの手引」に沿って、ほぼ形式が統一されていますが、社会の観点には、県の方から出されたものには、「国を愛する」という文言は使われていません。学校によっては、先ほどお答えしたように、6年生社会科の学習指導要領の目標に沿って、国を愛する心情を持つとうとするという表現をしている学校もあるようですが、評定の基準になるのは、国を愛する心が育ったかどうかということではなくて、その前段にある、例えば先人のすぐれた業績や文化遺産、我が国の歴史や伝統に関心を持ち、意欲的に調べたり発表したりしたかどうか、その部分の評価しているというのが一般的でないかなというふうに思っています。

いずれにしても、評価、評定には客観性、信頼性、妥当性、公平性が要求されますので、各学校で評価の基準というのは一応共通理解はしておくものの、国を愛する心の評定だけでなく、主観の入りやすい関心・意欲・態度の評定は極めて難しいというふうに感じています。

3番目の第10条を改変し、国が教育に介入できるようにしているということについてというご質問に、私の考えをお答えしたいというふうに思います。

改正法案の第16条を読んでみても、私は国の教育に対する介入というふうには受け取っていません。「教育は、不当な支配に服することなく」という条文はこれまでと全く同じですし、現在もいろんな関連法規によって教育行政が行われています。学校教育ももちろんそうなっていますので、「この法律及び他の法律の定めるところにより」という条文も問題はないのではないかなというふうに個人的には考えています。

「国と地方公共団体との適切な役割分担及び相互の協力の下、公平かつ適正に」という条文も、これからの地方分権時代を考えれば、教育水準を維持するための国の役割と独自性のための地方公共団体の役割を具体的にしていかなければならないというふうに考えますので、問題のない条文なのかなというふうに考えています。

先ほども申し上げましたけども、ただ、教育基本法が変わることによって、当然他の関連法案も変わるでしょうし、それが出てこないとも判断がつかないところもあるわけですが、今回の改正法案がどうかというわけではなくて、教育の自主性とか自立性、公正・公平、中立という点では、不当の支配からは一線を画さなければならないというふうに考えているところです。

以上です。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 幾つかについてお聞き

+

をいたしたいと思います。

最初に、通知表の問題であります。通知表について、今、教育長から詳しいご答弁がありました。この前テレビで問題になって、そして、小泉首相自身が難しいというふうなことを発言しておりましたのは、社会科の学習の記録の中に、「我が国の歴史や伝統を大切にし国を愛する心情をもつとともに、平和を願う世界の中の日本人としての自覚をもとうとする」という項目に対して、学習状況がA、B、Cと、そして評定としてA、B、Cと、こうわかるよと。一体どういうふうにしてこのA、B、Cが決めるのかという質問に対して、大変難しいと、こう言っておったんですね。これについては、学校の中では一体どういうふうな検討と申しますか、職員の中での話し合いはどのようになってるんでしょうかね。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 先ほども申し上げましたけども、国を愛する心の評定だけじゃなくて、評価の観点の中に関心・意欲・態度という観点があるんですね。それについての評定が非常に難しいというふうに思います。学校の方では、やっぱり主観が入り過ぎると困るので、評定というのは、私は主観の入らない評定というのではないと思いますが、余りにも主観が入り過ぎると困ると、より客観性を持たせるために評価の基準というのをつくるわけですけども、関心・意欲・態度については、いわゆる発表とか挙手の回数とか、または宿題の提出とか、グループ活動での話し合いの様子とか、そういういろんな各学校なりの評価基準をつくって、その教科に対する関心・意欲・態度を評定しているというのが現実かなというふうに思います。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 そうすると、その評価についてはそれぞれの学校に任せていると申しますか、校長会として一定の方向と申しますか

ね、指針を持って、こういうものがAとか、あるいはこういうものがBというふうな評価の指針と申しますか、そういうものが何か文書でこれを通達していると、各学校に、学校で、校長会と申すとか、そういったことで何か一定の共通認識を持った文書が出ているというふうなことなんでしょうか。どうなんですか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 通知表そのものが必ず出さなきゃならないという文書でもないわけで、ただ、長井市内の学校ではどの学校でも通知表は出してる。その中にそういう評定の項目がありますが、さっきも申し上げましたけども、その評定項目というのは、学籍簿、いわゆる指導要録ですね、指導要録の評価の基準に沿った形での評定項目になっています。その評定については、校長会で統一するというのではなくて、各学校の中で話し合いをして基準をつくっているという状況です。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 先ほど申し上げました愛国心にかかわる項目については、2002年度から文部科学省の学習指導要領で小学6年生の社会科の目標として、先ほど申し上げました「我が国の歴史や伝統を大切にし、国を愛する心情を育てるようにする」という文言が入ったんですね。それからこの通知表を各学校で独自に作成しているというふうなことになっているわけですが、この前の国会での話によりますと、討論を聞いておられますと、福岡市の例が出ておりましたが、そこで小学6年生を担当していた市内の小学校の教員の方が、心の中を評定することはできないと、実際は項目の記述とは関係なくて、調べ学習を積極的にやっているかどうか、今、教育長がおっしゃったようなことですね、客観的な、自分で考える力を持っているかなどを基準にして通知表をつけたんだと、しかし、大体そういうふうにして多くの先生がやってい

るのではないかと、しかし、現場の教師としては、こういった学習指導要領に書いていることには異論が言えないと、通知表についても指導要領に書いているとおりでというふうに言うしかない、こう言っておるわけで、一体この評価というのは、教師が通知表につける評価というのは、心の中の評価はできないというんですね。しかし、実際にはこれはやらざるを得ないと。この辺のことについて、いろんな教職員の間から教育委員会あたりに話は出てないんですか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 実はですね、長井市内の小学校でもそういうふうな、「国を愛する心情を持つ」という評価の文言がある学校があります。例えばですね、さっきお話ししましたけども、6年生の1学期の関心・意欲・態度の項目に、「国家社会の発展に大きな働きをした先人のすぐれた業績や文化遺産に関心を持ち、意欲的に調べ、我が国の歴史、伝統を大切にし、国を愛する心情を持つ」という学校もあります。あと、じゃあほかの学校どうしてるかという、これも例えばですが、同じ6年生の社会の関心・意欲・態度ですけども、「我が国の歴史や人物の働きに関心を持ち、進んで調べようとする」そこで終わっている学校もあるんですね。

さっきもお話ししましたが、その観点項目をどうするかというのは、いわゆる学習指導要領の目標に照らしてつくるわけですけども、やっぱり学校の実態、実情に応じて観点項目をつくれますから、必ずその文言を使わなければならないということではありません。評価をどうするかというのも、国を愛したかどうかなんていうような評価は非常にやりにくいと思います、この観点でいえば。そういうこともあって、さっき藤原議員の方からもありましたけども、積極的に調べたかとか、積極的に発表したかとか、

その時点での評価にとどまっているというのが現実かと思います。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 これについて、現場の教師のご意見、あるいは父兄からこの問題について、つまり内心の自由に踏み込んでいいのかというふうな内容のご意見なんかはないものでしょうか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 そういう話は今のところ聞いていません。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 先ほど山形新聞の社説について申し上げまして、情報化とか、あるいは少子高齢化が進むというふうな中で、この教育基本法の改定が必要なんだと言った大臣の発言について、基本法のせいにするのは無理があるんだというふうな主張が掲載されましたが、この点について、教育長はいかがお考えですか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 これも先ほど申し上げましたけども、今のいろんな教育課題なり、また社会の状況が、教育基本法のせいだというふうには考えていません。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 教育指導要領に従ったいわゆる「愛国心」通知表なるものにつきまして、県の教育委員会の意向はどのようなものか、お聞きします。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 格別公式な場でそういう話はまだ聞いてません。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 私どもの方で、県の教育委員会の佐藤県教育長と共産党の県の方で懇談したんですね。そうすると、佐藤教育長は、「人格の完成、個人の尊重、平和主義と、この3本柱でやってきた日本の教育が素晴らしい」

+

というふうなことを述べられる、あるいはまた、「いじめや家庭教育などの教育をめぐる問題について、国を挙げた議論で考えていく必要があるのではないか」というふうな答弁をされたというふうに聞いております。しかし、同時に、今現在、先ほど申しあげましたような「愛国心」通知表が全国で今話題になっておりますが、県内ではどのようなふうにかこれが取り上げられているのかというふうな質問に対しては、「三川町の町内の小学校で実施している」というふうなことを答弁されたそうで、三川町以外は上げなかったということ聞いております。

今、教育長から話をお聞きしますと、長井市でもこれが実施されているというふうなことを言わざるを得ないのかなと思ったんですが、その辺はどうなんですか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 愛国心教育が実施されているというふうには私は受け取ってないんですね。

(「通知表」の声あり)

○大滝昌利教育長 通知表の中にそういう文言のある学校はありますけども、これも先ほどからお答えしてるように、その前段の方の評定であって、特別国を愛する心が育ったかどうかというのをABCでつけてるわけじゃないんです。そういう前段のようなことを通すことによって、徐々に国を愛する心が育っていくんでないかという、いわゆる教育上の目標になってるわけですので、具体的な評価の観点はその前段だというふうに私はとらえていますし、今、いろんな形で国を愛する心というのが話題になっていきますので、該当の校長とも話をしたんですが、私の方でこれをどうしろこうしろという立場でもないというふうに思いますので、ただ、校長としては、今年度の通知表については、なお職員の方で検討をしたいというようなお話でした。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 次に、もう1点の問題

に先ほど質問いたしました、全国一斉学力テストが来年実施されるというふうなことでありますが、これについては、具体的にはどのような取り扱いになるんですか。取り扱いと申しますか、これが、私は、このテストそのものは、一般的なテストについては問題ないと思うんですが、このことについては、やはりテストをやって、東京都の場合ですと、これを公表してるんですね、学校ごとに。学校ごとに公表してるというふうなことで、大変な問題になって、結局成績のよかった学校に、親たちがその学校に入れると、そしてこっちは入学生がだれもないという年があるというふうな話をしていたけれども、こういった形で、学力テストについて、結果の取り上げ方が、そのようなことで取り上げるというのは問題ではないかと。公表するというふうなことについてはいろんな問題を生むのではないかと。つまりこの学力テストのためのテストを事前に学校で内々にやるというふうなところも出るということ聞いておりますが、そうなりますと、ますます子供の心に深い溝が、陰が出てしまうというふうな心配をいたすわけですが、そういった全国一斉学力テストについてお聞きいたします。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 テストというのは、いわゆる児童生徒の到達度を見るためにもあるわけですし、教師の指導の評価でもあるわけで、そこからいろいろ教師自身が指導法について反省をしながら、指導法を改善していくという意味も含まれています。

全国一斉テストについての公表については、どうするという事は正式に聞いていませんけれども、各学校ごとの公表ということにはならないんじゃないかなというふうに思っています。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 この全国一斉学力テストについては、前にもやられたんですね。とこ

ろが、この弊害を指摘する声に押されて、このテストはやめてしまった経緯があるわけです。そのときの大きな理由はどんなことでしたか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 正確には私もよくわかりませんが、やっぱり各学校ごとの公表というふうになれば、学校間の競争意識をあおる、そういうものが非常に大きかったのかなというふうに思います。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 政府の発表によりますと、来年度に全国学力テストの実施を計画していると。これの目的については競争意識の涵養にあるというふうに、おとし11月の経済財政諮問会議に当時の中山文部科学大臣が提出をした資料の中に書いているということなんですね。競争意識の涵養。こういったことが教育の現場に競争を持ち込もうとするというふうなことであるならば、そしてまた、現実に東京都では学校ごとに、先ほど申し上げましたように、この結果を公表してるわけですね。公表して、小・中学校の学区制の廃止、こういったものとセットで東京都では進められている。そのことで大きな問題を巻き起こして、先ほど申し上げましたような新入生がゼロの学校も出ると、あるいはまた、相当の子供たちが特定の学校に流れていくというふうなことなんかがあって、学校の子供たちの心にやはり大きな傷を与えるのではないかと、そのことを、前の中止した反省をもとにして、今度は別の方法でやるんだと、こういった形の学力テストをやるんだというふうなことはまだ発表されておられませんけれども、いずれにしても、勝ち組、負け組に振り分けてしまうのではないかとというふうな心配を持つわけで、これについてはどのようなご意見をお持ちでしょうか。

○大沼 久議長 大滝昌利教育長。

○大滝昌利教育長 私は、学校現場にもやっぱり

競争意識というのが必要だと思います。全然競争意識のない学校というのは、やっぱり切磋琢磨がないと。そういう面では、人間の成長にとって、私は適当な競争意識というか、正しい競争意識というのは必要だろうというふうに思っています。

あと、勝ち組、負け組ということですが、今、習熟度別の学習なんかにもいろいろ批判があるんですね。ただ、子供ら自体が自分の現実的な実態をきちんと認識することによって伸びようとする、そういう気持ちも出てくるんじゃないかと、または、今現在学習が伸び悩んでいる子供に対して一律に何か指導するんじゃないかと、その子に合った指導をすることによってその子を伸ばしてやるのが可能なんじゃないかというふうなことでの習熟度別学習をやるわけですので、そういうテスト結果を見て、負け組とか勝ち組って振り分けるためのものではないというふうに私は考えています。

○大沼 久議長 16番、藤原民夫議員。

○16番 藤原民夫議員 ちょっと私の言っている質問とかみ合わない点が、私は、競争といいますかね、試験をもって、テストをもって子供たちの学習の向上がどこまでいったというふうなこととか、そういったテストはね、やっぱり必要だと思うんですよ。そうでないと基準ははっきりしないですからね。私が言ってるのは、そうでなくて、それを土台にして学校ごとに一つの評価をつけるというふうなことになりはしないかと。学校ごとの点数を公表するわけですから。そうすると、そこの子供たち、あるいは父兄の皆さん、あるいは教員の方々、こういったことも一斉に評価の対象になってしまうのではないかと、そういうふうな競争意識の涵養といいますか、こういった学力テストは決して本当の意味で子供の学力を身につけさせるためのものにはならないのではないかとというふうに考えて、その点についてちょっと教育長の答弁、

+

私の質問の仕方も悪かったせいと思いますが、その点についてひとつご訂正をお願いしたいというふうに思うわけです。

いずれにしても、教育の荒廃あるいは少年犯罪の原因を教育基本法のせいにするというふうな手法に対しては、先ほどから山新の主張なんかも出しましたが、各方面から筋違いではないかというふうな声が上がっております。子供と教育をめぐるさまざまな問題の根源がこの教育基本法にあるのではなくて、子供一人一人の人間的な成長を目指す、こういう教育基本法の理念をないがしろにしてきた、そういうこれまでの政治にあったのではないかというふうなことを申し上げて、この教育基本法についての議論についてはもっと大きな議論を展開していくべきではないかというふうに申し上げて、私の質問を終わります。

○大沼 久議長 ここで昼食のため暫時休憩いたします。再開は午後1時といたします。

+

午前 11時55分 休憩
午後 1時00分 再開

蒲生吉夫議員の質問

○大沼 久議長 休憩前に復し、午前に引き続き会議を再開いたします。

なお、鳥谷政一議員から早退させてほしい旨の申し出がありましたので、ご報告いたします。

それでは、市政一般に関する質問を続行いたします。

順位3番、議席番号17番、蒲生吉夫議員。

(17番蒲生吉夫議員登壇)

○17番 蒲生吉夫議員 本日は3つの通告をしておりますが、したがいまして、1番から順次

ご質問を申し上げたいと思います。

終盤国会の悪法を問うについて、市長にお聞きいたします。

小泉政権最後の通常国会が1月20日に開会し、6月18日に150日間の会期を終えようとしております。巨大与党を従え改革の総仕上げなどとも呼ばれた国会でもあります。耐震強度偽装事件、ライブドア問題、さらには輸入を再開した米国産牛肉の安全問題などが与党を直撃しましたが、巨大与党の力で難なくクリアしてしまっただよと感じております。

一方で、野党の力のなさよまとまりのなさがアメリカの支配を強化するような法案を矢継ぎ早に提出してきたとの感も持っております。過去に成立した法律の周辺事態法が米軍再編推進法に対応し、盗聴法は共謀罪に、国旗国歌法は教育基本法の改悪案になり、憲法調査会の設置は国民投票法案という流れになっていると考えられます。国政の問題は国会で議論してもらえばよいのではないかと思います。昨今、政治も経済の流れもスピード感があり、原油価格が上がればすぐ小売価格に反映されますし、政治的には医療制度の変更があったり、障害者自立支援法が施行されれば、市民生活に直接大きな影響が出てくるなどを考えれば、直結していると思います。

そこで、市長にお聞きしたいテーマにした理由について申し上げます。

3月27日の朝日新聞をスクラップしておいたのですが、「来夏の参議院選 自民・民主新顔対決へ始動 自民初公募で新鮮さ強調」との見出しですが、「自民副幹事長、任期を1年残して引退表明、間もなく目黒栄樹長井市長が立候補の意欲を県連幹部らに伝えてきた。国の改革はまだ足りない。自分なりに力を尽くしたい」との報道でありましたが、また、私、ラジオを聞きながら車で移動していましたら、そういった旨の公募しているとの放送でありました。先

+